

市が浄化槽を設置し、維持管理を行います

高槻市公設浄化槽事業



公設浄化槽事業とは

本市では、快適に暮らせるまちの実現に向けて、昭和60年度から市の重点施策として公共下水道の整備を進め、平成26年度末には、約99.5%の市民が公共下水道を利用することが可能となりました。一方、公共下水道の整備対象区域外においては、主に山間部に家屋が点在するという地域の実情に合わせた生活排水処理の整備手法を検討した結果、平成24年度から市が個人の住宅ごとに合併処理浄化槽を設置し、維持管理する「公設浄化槽事業（浄化槽市町村整備推進事業）」に取り組むことになりました。今後とも、ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

◎ 合併処理浄化槽とは

家庭から排出されるし尿と合せて、風呂、洗面、台所、洗濯などの生活排水（污水）を一緒に浄化処理する施設です。

◎ 公設浄化槽事業の特色

公設浄化槽は、公共下水道に代わる施設として市が設置し、維持管理を行う合併処理浄化槽です。

- ① 公設浄化槽の整備対象区域内で設置を希望する住宅等（店舗併用を含む。）に対して、1軒ごとに市が合併処理浄化槽を設置します。
- ② 個人で設置するよりも少ない個人負担で設置することができます。（分担金や宅内排水設備工事等は個人負担となります。）
- ③ 設置した公設浄化槽は、使用料をいただき、市が適正に保守点検や清掃などを行います。

◎ 整備対象となる区域

公設浄化槽の整備対象区域は、公共下水道の整備対象区域外である次の地区です。

- 檜田地域
田能地区、中畑地区、杉生地区、出灰地区、二料地区
- 川久保地区

◎ 整備対象となる建物

整備対象は、既存の住宅等（店舗併用を含む。）と、集会所・社寺等の施設（10人槽以下の規模に限る。）に設置できます。なお、公設浄化槽を設置する敷地の部分は、市が無償で使用できることが条件です。（住宅等の敷地が借地であるときは、その敷地について権原を有する者の承諾が必要です。）

◎ その他

この「公設浄化槽事業（浄化槽市町村整備推進事業）」は国庫補助事業として実施します。補助事業実施の要件として、年20基以上、3年で50基以上の設置が義務づけられています。

◎ 分担金

公設浄化槽の設置工事費の一部を分担金として、納めていただきます。分担金は、公設浄化槽の設置時に1回限り賦課されるもので、設置する浄化槽の大きさ（人槽区分）により、次の金額となります。

区 分	分 担 金
5人槽（建物床面積 130㎡以下）	132,000円
7人槽（建物床面積 130㎡超え）	147,000円
10人槽（2世帯住宅）	179,000円

※ 分担金は、その敷地の利用状況によっては減免される場合があります。また、災害や盗難などの特別な事情があると認められるときは、徴収を猶予される場合があります。いずれの場合もご相談ください。

◎ 分担金の納付方法

分担金は工事着手前に全額を一括払いしていただきます。（**分担金の納付がないと公設浄化槽の設置工事に着手できません。**）

公設浄化槽の設置決定後、分担金の納付書を送付しますので、設置工事までに納めてください。納付場所は、銀行・農協・ゆうちょ銀行（近畿2府4県に限る）・市役所・支所などの窓口です。口座振替やクレジットカード払い、コンビニ払いはできませんので、ご注意ください。

汚水を公設浄化槽へ

公設浄化槽の設置工事がすべて完了すると、市から皆さんに、公設浄化槽の使用を開始できる（供用開始）年月日を通知します。公設浄化槽が使用できるようになった区域（供用開始区域）では、この通知の日から1年以内に、宅内排水設備工事をしていただかなければなりません。

くみ取りトイレ（浄化槽トイレを含む。以下「くみ取りトイレ等」という。）を使用していたご家庭の場合、水洗トイレへの改造と家庭から排出される生活排水（汚水）の接続切り替えの宅内排水設備工事が必要です。（**宅内排水設備工事は、個人の負担による施工となります。**）

◎ 排水設備とは

皆さんの住宅等の敷地内に設置された公設浄化槽に、家庭から排出されるし尿や風呂、洗面、台所、洗濯などの生活排水（汚水）を流すための排水管や柵などの排水施設（水洗トイレのタンクや便器を含む。）のことを「排水設備」といいます。

◎ 排水設備工事の実施について

本市では、公設浄化槽の適正な使用を確保するために、宅内排水設備工事の施行者を、本市指定の「指定工事店」に限定しています。（指定工事店制度）

皆さんの方で、「指定工事店」から直接、宅内排水設備工事の見積を取っていただき検討の上、いずれかの「指定工事店」に工事をご依頼ください。

◎ 指定工事店制度とは

宅内排水設備工事が不適切な施工であった場合、排水管が詰まったり臭気が家の中に入り込んだりするなど大きなトラブルの原因となります。

このため本市では、「排水設備工事について専門的技術を有し、法令等の規制を熟知し、これを遵守する責任を有するもの」として、一定の条件を満たす業者を「指定工事店」として定めています。

公共下水道や公設浄化槽の使用者がこれらの「指定工事店」に工事の施行を依頼することによって、間接的に適正な排水設備が設置される仕組みとなっています。

助成金と貸付金

くみ取りトイレ等（単独の小便器は除く。）を取り壊して水洗トイレに改造される方に対しては、以下のとおり、助成金と貸付金の制度を設けています。

制度の利用には資格要件があり、また、助成金と貸付金の両方の制度を同時に利用することはできません。いずれか一方を選択してください。

申請等の手続きは、申請人または指定工事店が行います。詳しくは、お問合せください。

◎ 資格要件について（助成金と貸付金に共通）

助成金制度を利用する場合も、貸付金制度を利用する場合も、次のような資格要件があります。

- ① 供用開始後1年以内の工事であること。
- ② 個人が対象であり、法人は対象になりません。
- ③ 家屋の新築工事やトイレの増設工事、植木の移植工事等は、対象になりません。
- ④ 市税等を滞納されている場合は、交付できません。

◎ 助成金について

くみ取りトイレ等を水洗トイレに改造される方に、1設備につき20,000円を交付します。

◎ 貸付金について

くみ取りトイレ等を水洗トイレに改造される方に、必要な資金をお貸しします。

- ① 貸付限度額 1設備につき 300,000円以内（無利息）
- ② 返済方法 1設備につき 毎月10,000円の均等返還
（初回のみ10,000円未満の端数を加算）
- ③ 返済期間 貸付の翌月から30か月以内
- ④ その他 連帯保証人や納税証明等が必要です。詳しくは、お問い合わせください。

公設浄化槽を快適に使っていただくために

設置した公設浄化槽を適正に維持管理するため、市が保守点検や清掃などを行います。

なお、合併処理浄化槽は多数の微生物の働きで、し尿や生活排水（汚水）を浄化処理するシステムであり、ご利用にあたっては、使用上の注意を十分守ってください。

◎ 市が行う維持管理

市が行う公設浄化槽の維持管理の範囲は、次のとおりです。

- ① 浄化槽の定期的な保守点検〔4回／年〕
- ② 汚泥の引抜き・清掃〔1回／年〕
- ③ 法定検査（水質検査）〔1回／年〕
- ④ 薬品の補充やプロア送風機等の修繕

◎ 使用料

市が行う公設浄化槽の維持管理経費に充てるため、使用料を納めていただきます。使用料は、浄化槽の大きさ（人槽区分）により、次の金額となります。

区 分	使 用 料
5人槽（建物床面積 130㎡以下）	月額 4,714円
7人槽（建物床面積 130㎡超え）	月額 5,552円
10人槽（2世帯住宅）	月額 6,914円

◎ 使用料の支払方法

公設浄化槽の使用料は、水道料金と同じ納付書により、2か月ごとに納めていただきます。既に水道料金を口座振替でお支払いいただいている方は、公設浄化槽の使用料も同じ口座からお支払いいただくこととなります。

お支払いには、便利な「口座振替」をご利用ください。

◎ その他、個人の負担となる経費

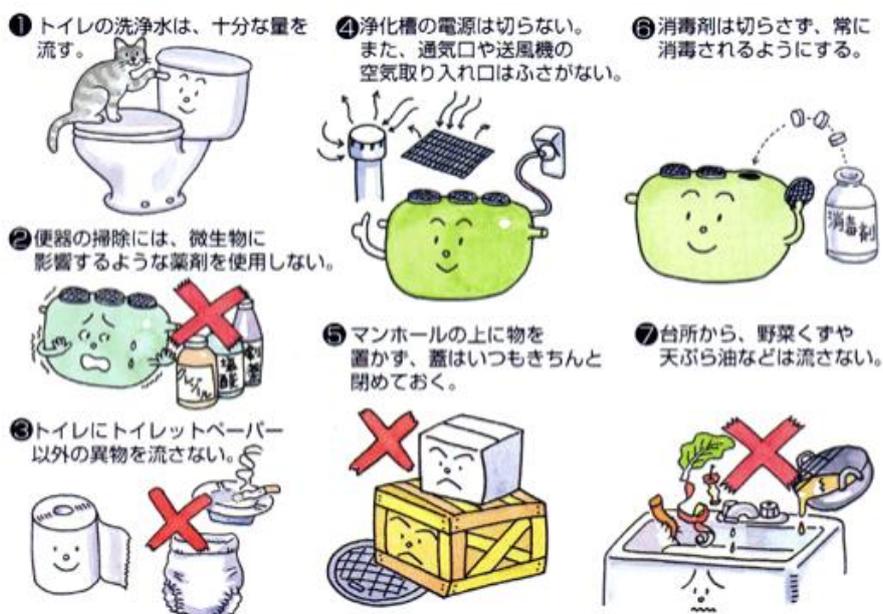
使用料のほか、次の経費については、皆さんの個人負担となります。

- プロア送風機の電気料金
- 浄化槽の保守点検時や清掃時等の水道料金
- 使用者の責により必要となった修繕費用

◎ ご使用上の注意

合併処理浄化槽は、家庭から排出されるし尿や生活排水（污水）を、多数の微生物の働きで浄化処理しています。これらの微生物にダメージを与えると浄化機能が損なわれますので、次の点を守って、正しくご使用ください。

1	トイレの洗浄水は、十分な量を流しましょう。 (浄化槽内の流動性がよくなります。)
2	便器の掃除には、塩酸等の強い洗浄剤は使わないでください。 (浄化槽内の微生物が死滅するおそれがあります。)
3	トイレでは、トイレットペーパー以外のものを流さないでください。 (例：紙おむつ・衛生用品・たばこの吸殻など)
4	プロア送風機（モーター）の電源は切らないでください。 (空気がなくなると微生物が死滅してしまいます。)
5	浄化槽のマンホールや汚水枡の蓋の上に物を置かず、蓋はいつもきちんと閉めておいてください。 (物を置いていると維持管理することができません。また、蓋が開いていると転倒・転落するおそれがあり危険です。)
6	消毒剤は切らさず、常に消毒されるように管理します。 (浄化槽内で浄化された水は、放流口でさらに消毒され処理水として放流されます。処理水に異常があれば、ご連絡ください。)
7	台所では、野菜くずやてんぷら油などを流さないでください。 (フライパン等は、紙等で油を拭き取ってから洗ってください。拭き取った紙等は、一般家庭ゴミ（可燃ゴミ）として処分しましょう。)



(出典：社団法人 全国浄化槽団体連合会)

- * 浄化槽での処理水は、きれいな水となり川に流れます。
- * 浄化槽が十分に機能を発揮できるよう正しい使い方をお願いします。

合併処理浄化槽を市へ寄附することができます

公設浄化槽の整備対象区域内において、個人で設置されている10人槽以下の合併処理浄化槽については、一定の基準に合致するものであれば、その合併処理浄化槽を市に寄附することができます。

寄附を受けた合併処理浄化槽は、市の公設浄化槽とみなして、使用料をいただき、市が維持管理を行います。ご相談ください。

お問い合わせ・連絡先

◎ 公設浄化槽に関するお問い合わせは

※ 受付時間 = 平日 8:45~17:15

内 容	連 絡 先
○公設浄化槽の計画のことは？ ○公設浄化槽の供用開始のことは？ ○公設浄化槽の申請のことは？ ○個人設置の浄化槽の寄附の相談は？	都市創造部下水河川企画課 計画チーム (TEL 072-674-7432)
○水洗トイレに改造する時は？ ○指定工事店のことは？ ○公設浄化槽の分担金のことは？ ○公設浄化槽の使用料のことは？ ○助成金や貸付金のことは？	都市創造部下水河川企画課 管理チーム (TEL 072-674-7433)
○公設浄化槽の設計のことは？ ○公設浄化槽の工事のことは？	都市創造部下水河川事業課 (TEL 072-674-7442)
○公設浄化槽の維持・管理のことは？	都市創造部下水河川事業課 維持チーム (TEL 072-674-7492)
○トイレや宅地内の排水管や桝などの詰まり又は器具の修理（有料）	指定工事店（高槻市ホームページ参照） http://www.city.takatsuki.osaka.jp

このパンフレットは、高槻市が公設浄化槽の設置を行い供用開始を計画する区域に居住する市民の方を対象として作成したものです。

発行

平成27年4月

高槻市 都市創造部 下水河川企画課

表紙の写真は、榎田小学校の「学習田」の様子です。